

品川区立学校施設等の破損に関する処理要綱

制定 平成7年 3月24日 教育長決定
要綱第11号
改正 平成20年 4月1日 要綱第10号
改正 平成28年3月31日 要綱第33号

(趣旨)

第1条 この要綱は、区立学校の児童・生徒が故意または重大な過失により、区立学校の施設、設備、備品および消耗品（以下「施設・物品」という。）を破損した場合において、相応の弁償等を求めることに関して、必要な事項を定めるものとする。

(弁償の基準等)

第2条 区立学校の児童・生徒が故意または重大な過失によって、区立学校の施設・物品を破損した場合には、当該児童・生徒が在籍する校長は、当該児童・生徒の保護者に相応の弁償または同等物の提供をさせることができる。

2 前項の規定に基づき弁償をさせる場合には、破損された施設・物品の修繕、購入等に係る費用に係る費用の全額を弁償させることを原則とする。

3 前項の規定にかかわらず、校長は、児童・生徒が破損させた状況等を勘案して、弁償額の減免をすることができる。

(弁償等の手続)

第3条 前条の規定に基づき弁償をさせる場合は、つぎのとおり処理するものとする。

- (1) 校長は、破損された事実および弁償額を当該児童・生徒の保護者に連絡および通知するものとする。
- (2) 校長は、破損された事実、弁償額等についての報告書（別記様式）を区教育委員会に提出するものとする。
- (3) 区教育委員会は、前号の報告書を受け、当該児童・生徒の保護者あての納付書を作成し、校長に送付するものとする。
- (4) 校長は、前号の納付書を当該児童・生徒の保護者に交付するものとする。
- (5) 保護者は、前号の納付書により、弁償額を納付するものとする。

(委任)

第4条 この要綱の施行について必要な事項は、教育次長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。